

巧妙化する定期購入(ネット通販)のトラブルにご注意！

1 回限りの契約だったはずなのに！ネット通販の「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。

＜相談事例＞

- ①「1 回限り」と記載のあった化粧クリームを注文したのに 2 回目が届き定期購入だと気づいた。
- ②インフルエンサー（SNS 上で消費者の購買行動に影響を与える人物）が「定期購入縛りなし」と勧めていた石鹸を申し込んだところ、割引クーポンが表示され意図せずに回数縛りのある定期購入となってしまった。
- ③SNS の広告を見てシワ改善クリームを注文したが、洗顔クリームの定期コースを追加注文したことになっていた。

＜消費者へのアドバイス＞

- ・「定期購入縛りなし」という記載があっても定期購入の契約かもしれません。契約条件をよく読み内容を確認した上で、納得してから商品を購入しましょう。
- ・購入する際は、「お得」「今だけ」などという言葉に惑わされず、商品の機能、数量・価格などから今必要な商品かどうか、冷静に判断して購入しましょう。安易に、「気に入らなければ解約の連絡をすればよい」と思って注文してしまうと、思わぬトラブルになることがあります。
- ・「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約（「〇回受け取るまで解約できない定期購入」）に誘導される場合があるため、「最終確認画面」はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

不安に思った場合やトラブルが生じた場合には、一人で悩まず、清須市消費生活センター、または消費者ホットライン（電話番号「188（イヤヤ）」）まで、すぐにご相談してください。

